

令和元年 8 月 27 日公表

**OECD贈賄作業部会（WGB） 第4期対日審査報告書
作業部会の勧告（仮訳抜粋）**

外国公務員贈賄の探知に関する勧告

3. 公益通報者保護に関して、WGBは日本に対して以下を勧告する。
 - a. 公益通報者保護法における保護対象者を広げ、役員、取締役及びその他の企業経営者を含めること。
 - b. 外国公務員贈賄の疑わしい行為を通報した公益通報者を差別的な扱い又は懲戒処分から保護するため、以下のような追加的措置をとること。
 - （1）公益通報者保護法の条項に違反した企業に対して刑事又は行政上の制裁を与えること、
 - （2）専ら公益通報者が報復や差別を受けたことを証明する負担を負うことがないようにすること。